

関係団体・企業等に対する規制緩和等アンケート結果（平成25年度）

団体・企業等から、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化等について、県民の利便性の向上や事業活動の活性化の観点から、貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和、行政手続の簡素化等」に関する内容を対象としているため、法令等による国の規制や県以外の機関等に対する要望などについて回答できない部分がありますので、ご了解願います。

1 関係団体

(一社) 茨城県私立幼稚園連合会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○保育士の登録手続きをする際、県には担当窓口がなく、東京の保育士登録事務センターに直接手続きをしなければならない現状である。については、県に窓口を設けることはできないか。</p>	<p>担当課：子ども家庭課</p> <p>保育士登録等については、児童福祉法に基づき各都道府県が実施することとされていますが、保育士登録の申請者が、指定保育士養成施設卒業者であれば申請時点の住所地の都道府県知事に、保育士試験合格者であれば住所地にかかわらず試験合格地の都道府県知事に申請するとされていることなどから、各都道府県の連携や統一的な事務処理が必要となります。</p> <p>このため、保育士登録等については、各都道府県が社会福祉法人日本保育協会の運営する「登録事務処理センター」に業務を委託し、申請書の受理、手数料の収納及び登録証の交付を一元的に行うこととし、申請者の利便性の向上や事務の効率化を図っているところです。</p> <p>以上のことから、保育士登録等については、引き続き「登録事務処理センター」を窓口として手続きを行うこととなりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

茨城県行政書士会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○産業廃棄物収集運搬業許可申請窓口の増設</p> <p>現在、茨城県産業廃棄物協会のみでの許可申請窓口を各県民センター等に設置いただければ至便である。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>平成23年度に県内4箇所での受付を試験的に実施しましたが、申請件数が少なかったことから、本格実施は見送っております。</p> <p>今後は、申請件数の多い時期には県産業廃棄物協会における申請受付日を増やし、申請者の便宜を図ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

<p>○産業廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請審査期間の短縮</p> <p>他県に比し、審査期間が0.5から1.0月長いようです。犯歴照会期間の長さが主因であると聞いていますが、短縮を願いたい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>本県では、財政状況が厳しい中、県民サービスの維持・向上を目指し、効率的な業務執行に努めているところです。産業廃棄物収集運搬業及び処理業許可申請の審査についても、限られた人員で処理期間の短縮を図るため、事務処理の合理化等を進め、標準処理期間が犯歴照会期間を含めて60日間（土日祝日を除く。従って、3カ月近くとなる。）であるところを、概ね2カ月程度で審査が終了するようにしているところです。</p> <p>引き続き迅速な事務処理に努めてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○廃棄物処理施設設置等にかかわる事前審査における提出書類の簡素化</p> <p>調整会議に付議する案件においては、事業計画書の提出部数が26部必要とされているが、事業計画書は添付書類共で概ね300頁以上に及び事業者の大きな負担となっている。</p> <p>例えば、正本1部、副本2部、簡易版23部、簡易版については、会社情報、位置情報、設備情報などの詳細部を省略するなど、大胆な簡素化を願いたい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>廃棄物処理施設の設置等の審査にあたっては、周辺環境に与える影響等も含めた検討を行っており、調整会議においても、他法令等について多岐にわたる意見が示されているところです。</p> <p>このような状況のもと、事業者及び関係課所が認識を共有しつつ事前審査を進めるためには、提出していただいている書類は現時点では必要と考えています。</p> <p>しかしながら、書類の簡素化については、引き続き検討してまいります。</p>

(一社) 茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第7条に基づく、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合に必要な事前協議制度の廃止あるいは規制緩和を図りたい。</p> <p>条例及び「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」により、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合は、排出事業者は県に事前に協議することとなっている。</p> <p>当該制度については、関東近県では本県と千葉県がほとんど全ての産業廃棄物について適用していたが、千葉県では、平成25年度からは、栃木県同様、最終処分に係る産業廃棄物についてのみ事前協議を行うことになった。</p> <p>本県では、当協会からの要望により、処理期間の短縮や代理協議者の認定など改善は図られているが、県外産業廃棄物の適正処理の迅速化を図るため、協会としては、事前協議制度そのものを廃止するか、又は県外排出事業者が県内において自ら処理する場合と同様、届出制にするなどの規制緩和をされたい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>事前協議を廃止した場合、適正処理を確保できなくなる恐れがあるため、現時点では廃止は困難と考えています。</p> <p>しかしながら、平成23年4月に優良認定業者を協議不要とするなど、規制緩和を図ってきたところであり、今後も規制緩和については引き続き検討してまいります。</p>

(一社) 茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業用水については、他県より料金が高い現状の改善を求める声が継続し、その声のトーンも高くなっています。平成 27 年までは、資金面でも厳しい状況とのことですが、県内企業も同業他社との厳しい競合のなか、従業員雇用確保等企業の社会的責任を全うしようと努力しています。平成 27 年までは困難であるならば、平成 27 年以降は従量料金制度の導入も含め、企業の節水等経営努力が数値化されるように制度改定を検討すべきものと考えます。本県の企業誘致実績は非常に優良であります。既存企業が益々の事業活性化をすることは極めて重要ではないでしょうか。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道事業については、安定的な工業用水の供給及び事業運営の観点から、契約企業には申込水量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しているところです。これまでの責任水量制から従量料金制に変更することは、申込みのとおり水を使用いただいている企業とそうでない企業との間で不公平感を招く恐れもあることから、現状においては従量料金制が受水企業すべてのメリットにはならないと考えております。</p> <p>なお、使用水量に応じて料金を負担する従量料金制に変更した場合、本県においては、使用水量の多寡に関係のない減価償却費や支払利息などの固定経費が料金の大部分を占めていることから、大きな軽減効果は期待できないものと考えております。</p>
<p>○企業の機会損失の回避のため、高圧ガス設備等の完成検査の休日・夜間対応を検討すべきと考えます。コストの問題もあることより、緊急時のみの対応等条件付対応を含め検討願いたい。</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>夜間の検査については安全確保の面から、現状では困難な状況です。ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、休日の検査については行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
<p>○食品衛生に関する保健所の検査について、担当官によるばらつきがあり、統一基準化が必要との声が聞かれます。</p> <p>検査において、店舗内の作業上の水道栓について一部の店舗でのみレバー式が望ましいとの指導や、コーヒーセルフ販売について営業許可の取得の必要性・営業許可の条件（冷蔵庫・シンク設置等）に相違があるなど、対応に苦慮する例がある。</p>	<p>担当課：生活衛生課</p> <p>食品衛生法上許可を要する営業とされる 34 業種に係る営業施設の基準は、茨城県食品衛生法施行条例で業種別に定めております。この基準において、ご意見の水道栓の方式について、特段の定めはありませんが、施設の規模や形態に応じて、より衛生的に優れているレバー式が望ましい旨、指導・助言するケースがあります。</p> <p>また、セルフ販売については、その販売形態や設備の衛生管理の方法を詳しく伺ったうえで、食品衛生法に照らし、取扱い店舗の許可状況も勘案したうえで、個別に、許可の要否を判断することとしておりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」について、本条例は、一定規模以上の埋立てにおいて 5,000 ㎡以上が県への申請、5,000 ㎡未満は市町村への申請となっています。</p> <p>その中で、埋立て等区域面積 5,000 ㎡以上の県への申請において、採石法、砂利採取法、廃棄物処理法等で許認可を受けた土地の埋立て等は、同施行規則第 4 条から第 5 条において適用除外とされているが、この中に「都市計画法、森林法等（開発行為申請）で許認可を受けた土地の埋立て等」も加えていただきたい。</p> <p>なお、5,000 ㎡未満の市町村申請においても、この取扱いがバラバラで適用除外の市町村とそうでない市町村がありますので、統一して適用除外していただけるようご指導を願いたい。</p> <p>そもそもこの条例は、建設残土を規制する目的と考えており、建設残土でない山砂等で施工しているものまで、この条例に基づく許認可を得なければならないことは、大変な労力を要する状況にあります。</p> <p>建設残土の規制が可能となるような条件を付しても、都市計画法、森林法等に基づく開発許可を得た区域は適用除外とされたい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>本条例（残土条例）は、土砂等による土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、有害物質を含んだ土砂等を埋立てることによる土壌の汚染、粉じんの飛散や土砂等の流出による災害の発生等を防止することを目的としたものであり、建設残土のみを対象としたものではありません。</p> <p>また、砕石法等と異なり、都市計画法や森林法等においては、土砂の性質等に関する規制がないことから、適用除外とすることは適当ではないと考えます。</p> <p>実際に、都市計画法に基づく開発行為を市残土条例適用除外としていた市において、不適正な残土埋め立てを行った事案が発生しております。県又は市町村残土条例違反事案は増加傾向にあり、そのような中で規制を緩和することは、不適正事案の増加を助長することになりかねないので、現状での適用除外法令の追加は考えておりません。</p> <p>次に、市町村残土条例の適用除外については、市町村残土条例の改正について相談があった場合などに県条例と同様とするよう働きかけておりますが、地域の事情が異なることから、完全に統一することは難しいと考えます。</p>

（公社）茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○茨城県水源地域保全条例取扱いの改正（適用範囲・基準の見直し）について</p> <p>本条例は、下記問題点により、外統治内の土地取引の活動を大きく阻害する要素がある。</p> <p>1 届出の期限を契約予定日の 30 日前とする問題 不動産取引の実務において、物件に対する引き合いから契約に至るまでの期間が 30 日に満たないケースはよくあることです。この条例の条件を満たすためその期間を置くことにより、成約の機会を逃すことが懸念されるので、期間の短縮を要望する。</p> <p>2 届出の必要な水源地域の区域の問題 届出の必要な水源地域の区域には、市街化区</p>	<p>担当課：林政課</p> <p>事前届出制は開始から 1 年を経過したところであり、現在、事前相談などを通して収集した意見等の集約に努めているところです。</p> <p>今後はこうした意見等をふまえ、運用面の一部見直しを検討してまいります。</p>

<p>域内の平坦地で、なおかつ商業地又は住宅密集地等も対象となっている。本条例が目的としている「水源地域の森林の保全」とは到底いえない区域も含まれているので、市街化区域内土地を除くことをはじめ、区域の大幅な見直しを要望する。</p> <p>3 取引面積問題</p> <p>本条例の届出要件には、取引面積の定めがなく、狭小な土地取引であっても届出が求められている。よって、届出要件として一定規模以上の取引のとすることを要望する。</p>	
---	--

2 企業（工業団地連絡協議会等）

常陸太田工業団地連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○茨城県屋外広告物条例に基づき市町村に許可申請をしなければならない、となっているが、『屋外広告物』の定義について緩和することができないか。</p> <p>いわゆる、広告として一般に購買を求める商品宣伝や店舗事業所案内のような誘導を目的としたもの、また、道路沿いの野立て看板などと、事業所内の門や壁面、看板にしても、所在の表示（表札のようなもの）とでは一線を画す必要があるのではないか。</p>	<p>担当課：都市計画課</p> <p>屋外広告物の表示等の規制は、屋外広告物法により、同法の定める基準によって条例で行うこととされております。</p> <p>屋外広告物の定義については、同法に定めがありますため、これ自体を緩和することはできませんが、その規制については、県条例上、全ての屋外広告物を一律に扱っているものではなく、表札のような自家広告物等（自己の氏名、店名、事業内容等を、自己の住所、事業所、営業所等に表示する広告物）は、表示する地域の別にかかわらず、一定面積以下であれば許可なくして表示等が可能としており、ほかの屋外広告物との間に差異を設けているところです。</p> <p>ご理解をいただきますとともに、引き続き、良好な景観の形成にご協力をいただきますようお願いいたします。</p>

鹿島臨海工業地帯企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○高圧ガス製造施設軽微変更届出範囲の拡大</p> <p>現在、配管の取替は認定を取らない限り、変更許可申請であるが、32A以下の小配管は、施工前の自主検査（耐圧、気密、肉厚、非破壊検査PT等）をしっかりと実施しているので、軽微変更届出とならないか。</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>高圧ガス設備の配管の取替えについては、法令により認定試験者が施工したものを軽微変更としています。</p> <p>口径によらず一律に規定されていますので、認定試験者施工以外の32A以下の小配管を軽微変更の対象とするのは困難です。</p> <p>ご理解のほどお願いいたします。</p>

<p>浚渫作業の改善について</p> <p>○浚渫土の土壤調査の結果、（貝による）自然由来と思われるヒ素が検出された場合、産業廃棄物として処理するのではなく、上記鹿島港内（近隣）への移動であれば認める等、柔軟な対応を願いたい。</p>	<p>担当課：廃棄物対策課</p> <p>土壤汚染対策法では指定を受けた区域内の土壤の処理等について規定しておりますが、区域外の土壤についても、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする土壤汚染対策法の趣旨を踏まえ、土壤の汚染状態に照らし、必要がある場合には、法の規定に準じ適切に取り扱うよう指導しているところです。</p> <p>ご理解のほどお願いいたします。</p>
<p>○現在、プライベートバースから50mまでは各企業の費用と責任にて行うようになっているが、これを緩和されたい。</p>	<p>担当課：港湾課</p> <p>公共の航路・泊地については県が浚渫等の維持管理を行っておりますが、企業岸壁前面50mの区域については各企業専用の泊地となりますので、浚渫等の維持管理については各企業において対応をお願いいたします。</p>
<p>○茨城県地球環境保全行動条例第13条に基づき年1回報告書を提出しているが、ほぼ同じ内容の報告を、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に基づき経産省にも提出している。</p> <p>については、提出手続き簡略化のため、国と県との間で窓口を統一し、情報共有を図られたい。また、何らかの理由で窓口統一が困難な場合には、報告書式を統一されたい。</p> <p>【加盟複数企業から提出あり】</p>	<p>担当課：環境政策課</p> <p>省エネルギー推進業務状況報告書については、地球温暖化対策を推進する県として特定事業場の実態を把握するため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」とは別に条例に基づき提出いただいているものです。</p> <p>報告書式については、平成21年度から、省エネ法に基づく定期報告書の写しの添付も可とし簡略化を図ったところです。</p> <p>また、国が保有する情報については速やかな情報提供が行われ、国と県が連携しながら温暖化対策を推進するよう、国に対し要望しているところです。</p> <p>特定事業場からの報告が円滑にすすめられるよう、引き続き検討してまいります。</p>
<p>○茨城県地球環境保全行動条例に基づいて毎年報告する産廃報告について、書類を廃止することはできないか。</p> <p>産廃報告については、廃掃法の改正で条例にルールが追いつき、ほぼ同じ内容を県に別途提出している。</p>	<p>担当課：環境政策課</p> <p>茨城県地球環境保全行動条例に基づく省資源推進業務状況報告書については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」やリサイクル関連法令に基づく報告との整合性を整理し、検討してまいります。</p>

<p>○災害発生時の速報連絡について</p> <p>現状は消防本部・県産業保安室（高圧ガス）・県消防安全課（石災法）指定フォームで FAX 連絡することになっている。内容はほぼ同様であり緊急措置対応中は、それぞれの部署への同時連絡には難があるため、消防本部への連絡のみに変更できないか。【加盟複数企業から提出あり】</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>石油コンビナート等災害防止法（石災法）の異常現象については消防本部の指定フォームによる消防本部への連絡のみで可といたします。</p> <p>高圧ガス保安法の事故については、消防本部に加えて法を所管する県産業保安室も迅速に対応する必要があることから、消防本部及び県産業保安室へ同時通報をお願いします（県産業保安室への通報様式は、必要事項が明記されている場合は、消防本部の指定フォームで可）。</p>
<p>○高圧ガス設備等の完成検査を「夜間・休日受験」可能なようにされたい。</p> <p>【加盟複数企業から提出あり】</p> <p>通常は平日定時内の検査となるよう調整しているが、大きな事故復旧の場合 1 時間でも早い復旧が望まれ、休日・夜間での完成検査が可能となれば大きな機会損失が回避される。また、通常工事でも金曜日の午後に工事が完成した場合、土日は検査が行えないので、月曜日の午前中検査となり、丸 2 日間の待ち時間発生し機会損失となる。（他の自治体では調整により夜間休日の対応もあると聞く。）</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>夜間の検査については安全確保の面から、現状では困難な状況です。ご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、休日の検査については行政サービスの向上効果とそれに要するコストの増加等について十分な検討が必要であると考えております。</p>
<p>○高圧ガス保安法にかかわる申請、相談等について</p> <p>各種申請、相談の際、各社の担当者が鹿島コンビナートから水戸まで伺わなければならない、軽微なものであっても半日以上を要している。曜日又は日にちを限定して、県の出先機関や市役所等の公共施設又はコンビナート各社にて用意した場所に臨時出張所を設け、これらの申請、相談を受け付けられたい。</p> <p>【加盟複数企業から提出あり】</p>	<p>担当課：消防安全課</p> <p>出張所の設置等については、組織の改正や専門職員を含めた人員の配置等の課題があるため、当面は対応することが困難な状況です。ご理解のほどお願いいたします。</p>

<p>○工業用水単価の引き下げ</p> <p>コンビナートの競争力を強化し、新規誘致を促すためにも、引き続き、さらなる低減を実施していただくとともに、低減時期の前倒しについてもご検討されたい。</p> <p>【加盟複数企業から提出あり】</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道料金については、経済産業省が定めている工業用水道料金算定要領に基づき、料金算定を行っております。</p> <p>同要領では、料金算定期間を3年と定めていたことから、これにそって3年ごとに料金の見直しの検討を行っており、昨年度、平成25年度から3年間の料金について全事業で見直しの検討を行い、鹿島工業用水道事業については、繰上償還による企業債償還の平準化により資金負担の軽減を図ることができたので、料金の引き下げを行いました。</p> <p>今後も、企業債の繰上償還などにより経費節減を図ることにより、経営改善に努め、料金の見直しの検討を進めてまいります。</p>
<p>○茨城県の事業である「鹿島臨海特定公共下水道事業」の利用者団体である「鹿島特定公共下水道連絡協議会」の幹事会にて下水道利用料金減額の要望が多数でています。</p> <p>当協議会の会長会社として下水道料金の値下げをぜひお願いしたい。</p>	<p>担当課：下水道課</p> <p>鹿島臨海特定公共下水道の下水道料金の値下げにつきましては、現在検討を行っているところです。</p>
<p>○「産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置（課税免除）」の恒久化又は期間の延長【加盟複数企業から提出あり】</p>	<p>担当課：税務課</p> <p>各種の政策目的を達成するために課税免除措置を講じたものであり、一定期間を設け、その効果等を検証することが適切であると考えております。</p> <p>この考え方に基づき、適用期間終了後の取扱いについては、効果等を検証しつつ、継続の必要性の有無や必要に応じた内容の見直しを検討することといたします。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業用水の契約内容の緩和</p> <p>現状利用実態のないまま契約水量に対する基本料金を支払い続けている。契約を解約することはできず、契約水量を変更する場合もその分の引き受け手を担保する必要があり困難です。契約に関する内容を緩和いただきたい。</p>	<p>担当課：企業局業務課</p> <p>契約水量の見直しについては、安定的な工業用水の供給及び事業運営という観点から、契約企業には申込水量について責任をもって引き受けていただくという責任水量制により事業を運営しているところです。実際には、申込水量どおりご使用いただいている企業とそうでない企業があり、仮に、ある企業の都合で申込水量を減らした場合、料金収入以外にその減収分を補填するものがないため、結果として他の受水企業への負担が増えることとなりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>

筑波北部工業団地企業連絡協議会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○県との間で結んでいる「環境景観協定書」については、昨年度、緑化関係については基準を緩和していただいたが、引き続き、他の項目についてもお願いしたい。</p> <p>1 防犯上の観点から 「門」「塀」「照明設備」について、現行のままでは防犯上の懸念がある。規制を廃止してほしい。</p> <p>2 設備費用の観点から 「駐車場」について、現行では多くの費用がかかり、駐車場を広げづらい。現行の規制は、緑地が広く整備されている中では意味がない。廃止してほしい。</p>	<p>担当課：つくば地域振興課</p> <p>筑波北部工業団地及び筑波西部工業団地の立地企業各社と県が協定締結している環境景観協定については、これまで、立地企業各社のご要望を踏まえ、平成19年3月にセキリュティ（塀等の設置）関係の運用緩和や平成25年3月に緑地や植栽等について緩和してきたところです。</p> <p>平成25年3月に実施したアンケート結果は、緑地率の緩和については、25社中17社が改正（緑地率20%）、8社が現行通り（同30%）、また、緑地と植栽以外の緩和は1社と、企業によって意見は異なりますが、景観を維持するための環境景観協定の必要性について、企業からも一定の理解を得ていると考えております。</p> <p>景観を維持することと併せて、企業負担の軽減を図ることは極めて重要と考えておりますが、環境景観協定の期間は10年間で、今年度も数社と協定更新したところです。先のアンケートによりますと、塀等の設置緩和を認識していない企業もいくつかあるなど、協定内容を毎年度修正していくことは、県のみならず企業にとっても負担になると考えております。</p> <p>多くの企業が環境景観協定の更新を迎える平成28年度までの間に、今回要望のあった項目とあわせて、ほかの企業からもご意見を伺い、法令等との整合性も図ったうえで、更新の準備を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解のほどお願いいたします。</p> <p>また、幹事社様におかれましても、各企業の意見の取りまとめについて、引き続きご協力いただけますようお願いいたします。</p>